

ギグワーカー&フリーランスの 法的保護を求める院内集会を開催

5月23日（月）11時から「ギグワーカー&フリーランスの法的保護を求める院内集会」を衆議院第二議員会館で院内集会を開催しました。主催は、労働組合の関係者及び弁護士が個人として参加した実行委員会が事務局を務めました。

集会は、冒頭に実行委員で日本労働弁護団の幹事長の水野英樹弁護士から、今回の集会の趣旨について説明しました。その後、当事者からの報告として東電グループで請負契約での団体交渉拒否で中労委の命令も出された「ワットライン」、プラットフォームによる仕事外しで裁判を闘っている「暮らしのマーケット」、ギグワークの代表的企業「ウーバーイーツ」、実態として雇用でありながら請負契約を偽装する「アマゾン配達ドライバー」のそれぞれ組合員が現状を訴えました。また、フリーライターAさんに対するハラスメントの裁判闘争を支援している、実行委員で出版ネッツの杉本和美さんから事件について報告がありました。

次いで、水口洋介弁護士から第二弁護士会で取り組んでいる請負ホットライン、連合から4月にフリーランス月間を取り組んだ『W o r - Q (ワーク)』、実行委員の国際運輸労連・浦田誠さんから欧州を中心に海外の状況について、それぞれ報告をいただきました。

最後に「法的保護の必要性の訴え」として、実行委員の木下哲郎弁護士が「働き方が変わっている中で労働者性の判断は現在のままでいいのか。法的な規制が議論される必要があるのではないかと。今日、報告があった第二弁護士会や連合からも報告があったように、相談の事例は蓄積されています。労働者との境を強く意識しながら、そこから零れ落ちた人たちの保護についても議論していければと思います」などと締めくく

りました。

岸田総理は、自らが議長を務める「新しい資本主義実現会議」で「フリーランス保護のための新法を制定」と明言したとも伝えられています。こうした中、ギグワーカーやフリーランスで働く人たちが安心して働けるようにするための法的な保護の必要性を訴えていくことが必要です。実行委員会では、今回の院内集会を皮切りに、世論形成に向けた取り組みを進めていきます。

